

議案第 5 0 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成 1 6 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号を次のように改める。

- (8) カーボンニュートラル促進資金 中小企業者が事業に必要な省エネルギーの推進に資する設備等の設置、次世代自動車（電気自動車その他の自動車であって、その使用に伴い温室効果ガスを排出しないもの又はその排出量が少ないものをいう。以下この号において同じ。）の導入又は次世代自動車に充電するための設備等の設置に要する資金をいう。

第 4 条第 1 項第 2 号中「施設」の次に「及び設備」を加える。

別表環境管理対策資金の項を次のように改める。

カーボ ンニュ ートラ ル促進 資金	中小企業者	3,000万円	設備 資金	10年以内	市と融資金融 機関との間で 定める利率
--------------------------------	-------	---------	----------	-------	---------------------------

別表備考 4 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日前に融資の申請のあった改正前の第 2 条第 8 号に規定する環境管理対策資金については、なお従前の例による。

理 由

カーボンニュートラルの実現に寄与するため、中小企業者に対する融資制度にカーボンニュートラル促進資金を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。